

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和4年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州学術研究都市

所在地：北九州市若松区ひびきの

施設内容：①施設概要：産学連携センター、共同研究開発センター、情報技術高度化センター、事業化支援センター、技術開発交流センター、学術情報センター、産学連携センター別館、会議場、体育館、運動場など

②事業内容：学術研究都市の産学連携施設・設備を効率的に管理・運営することで、学術の振興及び産学連携を推進し、産業技術の高度化及び新産業の創出を図る。

- ・産学連携の推進に関する業務
- ・学術研究施設の管理運営に関する業務
- ・その他業務

(2) 指定期間

令和5年4月1日～10年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：公益財団法人北九州産業学術推進機構

所在地：北九州市若松区ひびきの2番1号

主な業務内容

- ・産業技術の研究開発及び学術研究
- ・産業技術の研究開発及び学術研究に対する支援
- ・産業技術振興の研究開発及び学術研究振興のための調査
- ・産業技術振興の研究開発及び学術研究振興のための各種交流事業及び情報提供事業
- ・産業技術の研究開発及び学術振興のために必要な知的所有権の取得並びに提供又は譲渡に関すること
- ・産業技術の研究開発及び学術研究のための施設の管理運営 など

2 指定の経緯

- 令和4年 5月24日 第1回指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
- 令和4年 7月19日 申請受付開始
- 令和4年 7月25日 申請締め切り
- 令和4年 8月19日 第2回指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
- 令和4年11月（予定）指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[学術施設関係者] 石田 康弘（福岡県工業技術センター機械電子研究所 所長）
- ・[財務専門家] 相浦 圭太（税理士法人TA PERTNERS 代表 税理士）
- ・[企業関係者] 能美 育恵（北九州商工会議所 専門相談センター長）
- ・[企業関係者] 平田 エマ（公益財団法人九州経済調査協会 事業開発部次長）

5 条件付き公募方式採用について

（1）条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体（外郭団体）と密接に関連している施設）で検討した結果、公益財団法人北九州産業学術推進機構の指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

資料1「条件付き公募とする理由」のとおり

（2）条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員			
	A	B	C	D
妥当性	有	有	有	有

（3）検討会における主な意見

- ・産学連携、研究開発支援等のソフト事業や、特殊な施設を管理するハード事業といった学研都市の発展に向けた主体的な取組を実施するには、これまでの経験、人材を有する団体が最適であることから、条件付き公募は妥当と考える。
- ・学研都市を管理運営するにはこれまでのノウハウが必要であることから、条件付き公募は妥当であるが、一方でマンネリ化しないよう、いかに組織とし

てバランスをとれるか留意する必要がある。

- ・今後ますます社会情勢が変化することが予想される中で、ソフト部分を軸に必要な環境整備が必要。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていきだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。 ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。 ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
(公財) 北九州産業学術推進機構	1 指定管理者としての適性				
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				
	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
	【適正性】				
(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					

(2) 検討会における主な意見

- ・適正な理念、基本方針を有しており、各施設の目的も適確に理解し、適切な管理運営方針が策定されている。
- ・事業が多岐にわたることから、事業の取捨選択を行い、忙殺されることが無いよう配慮していただきたい。
- ・新たな取り組みとして、インキュベーション機能を拡張するためのコワーキングスペースの整備や、産学連携誘致促進マネージャーによる入居企業の誘致促進計画は、学研都市の機能を更に強化する取り組みとして期待できる。

学研都市ならではの特徴を強く持っていたきたい。

- ・人件費、修繕費が増加する中で、不要な委託費を削減することでバランスがとれており、実現可能な収支計画である。
- ・重要な情報セキュリティや安全対策について、十分に計画されており、最適の管理運営体制と思われる。

【総 評】

十分な実績、経験を有しており、計画内容も妥当であることから、指定管理業務を適正に実行できると思われる。長年の実績もさることながら、常に新しいテーマを見出して活動していると感じた。スタッフの知見やネットワーク、フットワークを動員して、学術研究の拠点をさらに層の厚いものにするべく努力している。知の集積地として、学術研究都市を全国、世界から注目されるよう、更なる魅力の向上を期待したい。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、公益財団法人北九州産業学術推進機構を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における選定理由

- ・北九州学術研究都市の設置目的及び基本理念を正しく理解し、それらを実現するための基本方針が的確に策定されている。また、基本方針に基づく効率的な施設管理、利用者の満足度向上の取り組み、各種産学連携の取り組みなどが明確となっている。
- ・安定した財政基盤の下、長期間継続的に施設を適正に管理していくために必要な資格・経験を有する適正な人材を確保している。
- ・各種イベントの開催による産学連携の推進や外部資金の獲得、専門的な先進分野に係る研究会の開催など、多くの実績を有しており、これらを踏まえた上で更に学研都市の研究開発拠点を強化する計画となっている。
- ・これまで適切に施設管理を行った結果、利用者アンケート等において高い満足度を達成している。また、利用者の意見を集約し、満足度を維持・向上させる具体的な対策がなされている。
- ・施設の運用経費削減に向けた具体的な提案や、入居企業の積極的な誘致活動による使用料収入の増加のための具体的な提案がなされている。

9 提案額

- 779,620千円（令和5年度）
- 779,620千円（令和6年度）
- 779,620千円（令和7年度）
- 779,620千円（令和8年度）
- 779,620千円（令和9年度）

条件付き公募とする理由

1 学研都市の設置目的

北九州学術研究都市は、理工学系の国・公・私立大学ほかの教育研究機関を同一キャンパスへ集積し、相互の連携と競争や産業界との活発な連携によって、既存産業を高度化し、新たな産業を創出する 21 世紀の頭脳拠点的形成することを基本理念として整備された。

大学等の『知』を活用して「アジアの中核的学術研究拠点」と「新たな産業の創出と技術の高度化」を図ることを目指しており、多くの研究機関集結のメリットを活かした「総合力」を発揮し、交流を通じた共同と競争や施設及び実験機器の共同利用などによって生まれた研究成果を活かした産学連携の促進と新産業創出・技術高度化への展開が期待されている。

また、北九州学術研究都市は、本市のまちづくりの基本計画である「北九州まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「新たな技術と豊かな生活を創り出すアジアの先端産業都市」の実現を目指す上で中核となる学術・研究基盤として位置づけられるなど、本市の施策を推進する上で重要な役割を担っており、極めて公益性が高い施設である。

2 設置目的を達成するために設立された外郭団体

北九州学術研究都市構想を実現するためには、共通の理念のもと学術研究都市の一体的な運営を確保し、総合力を発揮できる新たな仕組み・体制が求められた。

そのため、学研都市のオープン（平成 13 年）にあわせて、学研都市の参加大学をはじめとした産学官で構成する「財団法人 北九州産業学術推進機構」（現在は公益財団法人、以降「FAIS」とする）が設立された。

以降、FAIS は、「産学連携の推進」、「中小企業の総合的支援、ベンチャー企業の創出育成」、「北九州学術研究都市の一体的な運営」を事業の柱として、北九州学術研究都市の総合的な支援機関として大学や企業等の関係機関に対して良好なネットワークを構築しつつ、施設の特性を活かした質の高いソフト事業を継続的に展開することで、学研都市の拠点化を進めてきた。

関係機関等のニーズを満たし、学研都市の設立目的を達成するには、これらのソフト事業が生命線であるため、学研都市における産学連携の経験やノウハウ、関係機関とのネットワークを持つ FAIS のような団体が必要である。

3 指定管理業務の特殊性

北九州学術研究都市の指定管理業務は、設置目的を達成するための特殊な役割をもった各種施設を管理するハード事業と、それらの施設を活用して実施する各種ソフト事業から構成されており、これらを一体的・総合的に運営することによって産学連携や大学間連携が促進される仕組みとなっている。

そのため、ハード事業とソフト事業は一体不可分であり、分けて管理した場合は、効率的な連携や情報共有に支障が生じることで一体性が損なわれ、これまで築いてきた拠点機能の低下を招き、施設の設立目的が達成できなくなることが想定される。

また、産学連携フェアや専門分野に係る研究会の企画・運営、カーロボ AI 連携大学院などの施設を活用した人材育成事業などの各種ソフト事業は専門性が高く、継続的に実施しなければならないため、これらが一体となった学研都市の指定管理業務は特殊性が非常に高い。

4 条件付き公募方式を採用した経緯

北九州学術研究都市は、平成17年度から指定管理者制度を導入しているが、平成21年に、外部有識者からなる指定管理者制度に係る専門部会において、「政策性・専門性の高い北九州学術研究都市の指定管理者については、条件付き公募の導入に向け検討を行うべきである」と提言がなされた。

それらの提言を受け条件付き公募に係る検討を行い、指定管理の第三期目（平成25～29年度）の選定の際には、条件付き公募方式を採用した。

【北九州市指定管理者制度推進会議専門部会の検討結果（平成21年）】

北九州学術研究都市の指定管理者については、F A I Sの本来業務（地域産業の高度化、新産業の創出）と、指定管理業務の一体性が高く、密接不可分の色彩が強いため、分離することは当該団体の設立目的の達成を困難にすることが懸念される。

そのため、本市での条件付き公募の基準の一つである「施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体（外郭団体）と密接に関連している施設（政策支援施設）に該当する可能性が高いため、「条件付き公募」の導入に向け検討を行うべきである。

5 まとめ

以上のことから、北九州学術研究都市は、条件付き公募方式採用の視点の一つである、「施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体（外郭団体）と密接に関連している施設」（政策支援型施設）であるため、施設目的を達成するためにF A I Sが指定管理者候補とした条件付き公募を採用することが適当である。